

第69回

滋賀県国土利用計画審議会

議 事 録

平成29年（2017年）2月7日（火）

午後1時30分～3時30分

滋賀県大津合同庁舎7-A 会議室

第69回滋賀県国土利用計画審議会議事録

1 日 時

平成29年(2017年)2月7日(火)午後1時30分～3時30分

2 場 所

滋賀県大津市松本一丁目2-1 滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略)

浅見 佳世	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 客員教授	自然
岡井 有佳	立命館大学理工学部 准教授	都市問題
上田 和子	JAしが女性協議会 会長	農業
恩地 典雄	京都精華大学人文学部 教授	交通問題
佐伯 祐二	同志社大学大学院司法研究科 教授	法律
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター 教授	水問題
田中 勝	不動産鑑定士	土地問題
丹羽 崇	公募委員	公募委員
花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	労働

4 会議次第

(1) 開 会

挨拶(拾井県民生活部長)

(2) 議 題

・滋賀県土地利用基本計画の変更について

(3) 報告

・林地開発許可等の事例について

・滋賀県国土利用計画(第四次)の計画管理について

(4) 閉会

第 69 回国土利用計画審議会議事録案

1 開会

挨拶（県民生活部長）

2 議題

（1）滋賀県土地利用基本計画の変更について

○恩地会長

それでは、議事に入りたいと思う。議題、滋賀県土地利用基本計画の変更について、2月1日付で滋賀県知事から当審議会に諮問されている。これについて、事務局から説明願いたい。

（資料1-1～1-4により事務局説明）

○恩地会長

ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問等いかがか。

○岡井委員

他に重複地域が無い場合、森林地域を縮小すると、白地地域が増えることになる。本来、あまり白地地域というのは望ましくないというのが建前かと思うが、そういう意味では、ここをあえて都市地域にするとか、そういう考えでないということか。白地地域は、何の調整方針もない状況かと思う。

○事務局

確かに、おっしゃるように、都市地域等に含まれることが望ましいですが、都市地域も面的に規制していくことが原則ということがあります。白地地域になるところが都市地域に隣接している場合は、都市地域に入れるという方策もあるかと思えます。けれども、都市地域に隣接していないのにもかかわらず、その白地だけを飛び地のように都市地域にするということが、面的規制としてどうかという問題もありますので、白地地域が増加することもやむを得ないと考えております。

○岡井委員

（資料1-2の位置図・区域図の凡例）赤字は都市地域か。

○事務局

そうです。資料1-2の11ページですと、この赤い線がちょっと右の方までは来ていま

すが、今回の縮小区域がちょっと飛んでしまいますので、飛び地というかたちでの都市地域という指定はちょっと難しいかと思えます。

○岡井委員

了解した。この図は、重複しているのが森林で、黄色（農業地域）は重複していないのか。

○事務局

農業地域は、区域界が黄色の太い線です。

○岡井委員

区域外か。了解した。

○事務局

農業地域に含めるということもあるが、現実には農業が難しいかと思えます。

○岡井委員

了解した。

○恩地会長

他に御意見いかがか。

○浅見委員

ちょっと確認させていただきたいが、農業地域を変更した、例えば整理番号の1番とか2番というのは、そもそも指定した当時おおまかに指定しており、いちいち個別に見ていなかったの、気が付いたら元々工場があった所まで農地指定してしまったものなのか、それとも指定したときには工場は建っていなかったけど、気が付いたら工場が建っていたというのか、どちらか。

○事務局

農業地域一般の話ですが、農業地域として指定する場合、いわゆる農家集落も含めて、農業を振興する地域として、農業地域を指定することになりますので、農業地域内に宅地があることについては、それほど問題ではございません。

○浅見委員

例えば、元々工場があったのか、それとも、農業地域と知っていながら建ててしまって、

後追的に変更を認める結果になっているのか。

○事務局

農業地域は、昭和40年ぐらいから設けたのですが、順次、農業地域を指定しまして、おそらく指定後に、建ったものかと思います。

農業地域であっても、農家住宅等の一定の宅地というものは認められていますので、例えば、既存の宅地みたいなどころがあつて、そこに工場とかを建てられるという場合があります。都市計画法等の適正な手続きを経て、結果的に農業地域でありながら、こういう工場的なものができるということもあり得るということです。

○浅見委員

いまの説明から、新たに農地の所に気が付けば工場が建っていて、後追的に認めるということはこの変更が上がってきてないという理解でよろしいか。

○事務局

農地であっても、農地転用とかの手続きを適正に行つて、例えば農家住宅などがそうですが、そういうものが建てられるということはありません。あくまでも農地法や都市計画法の適正な手続きを経た上で、農業地域であっても一定の建築物は建てられるということはありません。適正でないものが建つということは、基本的にはないと考えています。

農業地域の中でも、田等に指定されている農用地というところは規制が厳しくて、そういう所はなかなか宅地化しません。農業地域のいわゆる白地と言われるような所については、宅地転換等も一般的にはされやすいということもあります。今回、農業地域を縮小する区域は農業地域の白地地域であり、いわゆる宅地転換がされやすい地域ということもありますし、工業用途地域を貼り付けるといったものです。

○浅見委員

了解した。

○恩地会長

他に御意見いかがか。

○丹羽委員

整理番号5番の野洲森林地域の林地開発行為了承と、あと、3番から5番を除いた7番の林地開発許可というのは、違いは何かあるのか。

○事務局

5番の場合は、市の廃棄物処理施設でして、公共団体が行っている行為ですので、その違いです。野洲市がする行為については、許可ではなくて、了承という処理になります。公共団体以外の民間開発については、許可という処理になりますので、許可という言葉が使われているということです。

○丹羽委員

了解した。この開発終了というのは、どの段階で終了というのか。例えば7番でいうと、採石事業が終了したということだと思うが、ほかのものだとどの時点で開発が終了したという、何か目安はあるのか。

○事務局

林地開発許可において完了検査というものを行います。

○丹羽委員

ということは、これは、県の方が終了しましたよという判断をしたという意味でいいのか。業者等から報告があったというかたちでいいのか。

○事務局

林地開発許可の完了届が提出後、許可通り適切にできているか完了検査を行われます。

○丹羽委員

了解した。

○浅見委員

森林地域の変更の件ですが、いまの説明だと、森林法に基づく林地開発許可を得ているということで、それは理解できた。その森林法に基づく許可というのは、審議会のようなところで審議されるというものなのか。

○事務局

森林審議会に諮られるかどうかについては、林地開発許可の申請面積によって、審議されるものと審議されないものがあります。例えば、規模の小さい1ヘクタールをちょっと超えるようなものについては、審議会を経ず、許可基準等に基づいて、林地開発許可がなされます。

○浅見委員

では、例えば3番の墓地の場合ですと、二十何ヘクタールもあるようなところは、何か

審議会で諮られているということか。

○事務局

はい、審議会で諮られています。

○浅見委員

了解した。実はこのとき、環境影響評価の委員をしていて、そこでは土地の利用については物も言えない状況なので、ちょっと気になっていた。

○恩地会長

他に御意見いかがか。

○清水委員

7件のそれぞれについては、利用がすでに変わっている。7件それぞれについて見ていくと、「まあ、はい。」としか言えないと思う。この土地利用基本計画というものの意義というのはどこにあるのか。事前に送付された資料を読むと、私にはこの土地利用基本計画が直接的、間接的に上位にあるという理解なのだが、何か順番がおかしくはないか。

○事務局

まさにおっしゃるとおりです。確かに位置付けは、まず土地利用基本計画の変更があって、その後に個別規制法に基づく計画の変更ということになります。

しかし、現実のフローとしては、先ほども御説明しましたように、例えば森林でも、許可があって、それから物ができて完了してから土地利用基本計画の森林から外すことについて諮問させていただくという、そういう事務処理でさせていただいております。

これは、土地対策行政をやっている全ての所で、ジレンマとしてはあり、法の建前と現実でかなりギャップがあるのではないかということ、私どもも、国の方に物は申しております。しかし、現実には確におっしゃったとおり、先に許可が出され、物が建ってしまった後に変更するという事で、後追的になっているところはご指摘のとおりです。

○清水委員

行政をやっておられて非常に苦しい状況は理解できる。だが、いまの7件が重複地域を重複地域でなくして、農業を外して都市地域にしましよとか、あるいは森林の部分を白地にしましよというものは、なぜ都市地域の中でやらないのか。農業地域については、飛び地なのでという説明があったが。

これから、将来的にどうなるか分からないが、普通にしていけば森林が減って、農業地域が減って宅地化されたり、工業化されたり、それらがだんだん拡大していく。そこを中

心にして拡大していく。

事務的に、行政的に苦しいのは理解するが、滋賀県としてそういうことが進んでいく方向をよしとするのか、あるいはそうではないのか。もしそうではないとするならば、どこで止められるのかというのは、しっかりしておかないと結局また新しい変更が出て、個別に見たら、「まあ、しょうがない、もうすでに法律的には全部手続が済んでいますから。」となってしまう。でも、上位法は国土利用計画法ですよというのは、何かすごい矛盾があるのでは。

だから、滋賀県としては、どちらの方向にということを考えておられるのかということをお聞きできればと思います。いま、どっちだと聞いてイエス、ノーというのは言いにくいと思うが。

○事務局

最初の部長のあいさつの中にもありましたように、県としては国土利用計画の中で皆さまに御審議いただいたように、森林あるいは農地は減らさないという思いでいます。

現実との乖離というのは確かにあるのですが、思いとしてはそういう思いでやっていきたいと思っております。

○岡井委員

そういう意味では、本来は都市地域と少し離れた所であれば、もう森林は守ります、一切開発をしないというのが理想なのでしょう。

でも、きっとそれは、個別に土地の所有者もいろいろですし、事情もありながら、非常に難しいのかなと思う。

もともと、国土利用計画法が上位計画として位置付けられているが、法律の制定の経緯の問題で、先に他の委員の方がおっしゃったことというのは、国の方でもよく議論されているようだ。

もともと個別法がある状況で、議員立法で国土利用計画法が作られている。そのときの思想としては、各省が個別に土地利用をやるのではなくて、国土全体をコントロールできるものがいいということ、その理念はよかった。

ただ、各個別法の状況を確認してみたら、重複が多い。二つ重複している所もあれば、三つ、四つ重複している所もあって、結局国土全体として約1.5倍の面積になってしまうというような状況であった。本来は、5地域のどれか一つに属していれば規制はやりやすいけれども、各省の縦割りと言っていいのかができなかった。調整をしたいという思いはあるものの結局それができなくて、それが今までもずっと続いている。では、今後できるかというところまでできなかったのだから、おそらくできないでしょうと。

○事務局

代わりにお答えいただきまして、ありがとうございます。森林法とかいわゆる農振法とかが先あって、それを調整するような機能が必要ではないかということで、後追いで国土利用計画法ができたという経緯も踏まえつつ、上位計画、調整機能という中で何ができるかということは悩みながらも事務を行っています。

国土利用計画を改定していますので、来年はそれに合わせてまた土地利用基本計画の計画書の部分の変更ということを予定しています。

本当は、その段階で、土地利用基本計画の面的規制を完璧にやっつけてしまえば、一番よろしいかとは思のですが、現実にはなかなか難しいということもありながら、私どももできるだけ理想に近づくようには頑張っていきたいと思います。

○浅見委員

自然環境への配慮という視点から意見を述べさせていただきますと、個別法のところで、先ほどの森林法の許可みたいなかたちで案件を扱うときに、それぞれの部局で環境への配慮が十分になされるかという、資料もあまりない等で配慮されないことが多い。そんなときに、やはりここがどう指導していくかというのがすごく重要で、担当課として頑張りますと、前々回だったか、おっしゃっていただいたので、すごく期待するところではある。

例えば、国土利用計画案について、全体のところでも自然への配慮について言及してほしいという意見がある市から出ていたと思うが、それに対し事務局からは、自然なら自然の項目で書いているので、全体のところではあえて重複するので書かないということがあった。

やはり、違う部局のところ、農政なら農政、都市なら都市に、いろいろな情報を持って行って、例えば大津のこの地域には、滋賀県では自然環境の面でもものすごく重要な場所が入っているということを上位の方から言えるのは、この課しかないと思いますので、そのあたりでできる限り、今後頑張っていただきたいと思う。

○事務局

10ヘクタールほどの大きい規模の開発につきましては、私どもだけで調整するのではなくて、土地利用調整会議の中で、森林保全課でありますとか、農政課とか、水産課とか、自然環境保全課とかが集まり、業者に説明させた後に、個別のお話も含めて私どもの方から環境配慮等についても申し上げさせていただいているというところはあります。

今委員がおっしゃった、お話を肝に銘じながら、具体の施策につきましても十分配慮していきたいと思っております。

○恩地会長

そう致しましたら、いろいろな御意見を頂きましたけれども、ほかに御意見がないようでしたら、これで審議を終わらせていただきたいと思います。

確かに具体的な目標を実現するための仕組みというか、方策がちょっと乏しいということについては、頑張って実効性を上げるように願うということにしたい。

今回につきましては、滋賀県土地利用基本計画の変更につきましては、適当と認める旨、答申するというところでよろしいか。

○全委員

異議なし。

○恩地会長

滋賀県土地利用基本計画変更についての諮問につきましては、原案を適当と認める旨を知事に答申致します。答申の文案につきましては、僭越ではございますが、私に御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

3 報告

(1) 林地開発許可等の事例について

○恩地会長

では、続いて報告(1)の林地開発許可と事例について、事務局から報告をお願いします。

(資料2により事務局説明)

○恩地会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問等いかがか。

○浅見委員

まず、案件番号②の方ですが、これは先ほどの墓地の土砂とは関係なく、また新たにこの場所に土砂を持ってくるというものか。

○事務局

もうすでに墓地は完成していますので、その土をこちらに持ってくるというわけではないです。

○浅見委員

この尾根の一番上に土を持ってくるのか。

○事務局

尾根というか、谷筋に土を入れて、谷を埋めるようなイメージかと。

○浅見委員

案件番号③ですが、以前に環境影響評価の審議をされた場所に近いなという気がしているのですが、ここも初めてこういう開発を行うということとして報告に上がってきているのか。

○事務局

資料2、6ページで言いますと、山百合の丘という所があるかと思いますが、これらも含めて環境影響評価の対象になったというふうには聞いております。

○浅見委員

そのときから土地の区分としては、いまと同じだったということか。

○事務局

ちょっと不確定で申し訳ないですが、環境影響評価の変更は出されたようなことは、聞いています。新たに環境影響評価をされたということではないと思います。

○浅見委員

了解しました。

○清水委員

報告なので、あまり何も言えないが、ある規模以上になるといま言われたアセスをしなければいけない。市町村のアセスもあるし、県でやられるのもあるし、国でやられるのもあると思う。

先ほどの議題の7件といまの報告の3件のどれがアセスにかかっているか分からないが、よくアセスの委員会とかに出させていただくのですが、かかっているのは個別アセス。

範囲がせいぜいその周り、近くに市町村界があると、ちょっと市町村を越えてということもある。それはそれでやられていいと思いますが、マザーレイク21とかも流域も含めて考えましょうというのが新たに挙がっていますし、琵琶湖を抱え、流域界と県境がほぼ合っている特殊な滋賀県として、どうなのか全体を考えてもらいたい。

滋賀県がどちらの方向に進むかというアセスだと思うが、そのことをどこかでちゃんと押さえていただきたい。これは県にお願い。そういうことを思う。

○恩地会長

国土利用計画の実効性を持たせるための何か、仕組みになるような観点かもしれないと思う。ほかに御意見がないようでしたら、続いて報告(2)に移らせていただく。

(2) 滋賀県国土利用計画（第四次）の計画管理について

○恩地会長

では、続いて報告(2)の滋賀県国土利用計画（第四次）の計画管理について事務局から報告をお願いします。

(資料3により事務局説明)

○恩地会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問等いかがか。

花房委員はいかがか。

○花房委員

計画は大変細かく素晴らしい、琵琶湖を中心という滋賀県の在り方が目に浮かんでくるのですけれども、なかなかこれを全てうまくいってというのは難しい。滋賀県がいま言った、自然と生活が一緒にできるのを目標にがんばってもらいたい。

今日の前半でありました変更計画は、これとは逆方向に行っているような気もしないではないと思います。その辺も含めて、いろいろな部局と打ち合わせをしないとできないことが非常に多いと思いますので、大ざっぱな意見ですけれども今後ともよろしくお願い致します。

○恩地会長

花房委員は、所用を押しして今日は来ていただいているということもあって、ここで退席になる。

○浅見委員

資料1-1で、土地利用基本計画は地図上で具体的な方向性を示す計画とある。やはり地図上に示してあるということが、今後、こちらの担当課としていろいろ調整していくのに重要なことだと思う。

自然の観点から見ますと、いま説明された資料3の2ページの一番下から3ページにかけて記載があり、それはA3の方の9ページのあたりにぎっと4枚にわたり、取り組みが載っている。

自然情報に対して地図化ができていないところが一番重要で全国でも問題になっている。では、滋賀県において地図化ができていないのかと思うと、「生態系ネットワーク化」という「重要拠点、地域、コアエリアとして選定し、ネットワーク化を目指す」というところが、星が一つしかない。

やはり、自然環境のコアエリアはどこかというのを地図上でしっかりと表すことが、ほかの課と調整していく上で非常に重要なので、ぜひそのあたり、地図化を進めてくださいというかたちで促していただければと思う。

○恩地会長

ほかに御意見がないようでしたら、これで終わらせていただきたいと思いますけれども、現任期が7月までなので現任期においては最後の審議会になりそうだということである。

少し時間がありますので、皆さま一言ずつ、御感想というか、御挨拶を頂ければと思う。

○清水委員

いろいろな委員会に出ていると、何%できました、何件できました、ということが出てくる。それで、語句としては「総合的に」というのが出てくるかと思う。でも、同じことを繰り返すようだが、総合ではなくて、統合的に見ていくことが、やはり必要。

足し合わせて100件あって、100分の幾つではなくて、それぞれのことに重みもあると思うし、あるいはいろいろな事情で、場所的にどうかということもあるし、やはり地図化と統合性というものを考えていただきたいと思いますという思いながら、この審議会に参加させていただいた。

○田中委員

本日の審議を通じて、清水委員が先ほどおっしゃいましたように、個別規制法のその強さといいますか、国土利用計画法のその弱さをつくづく知った。担当課は、もう個別規制法で万全だというような意識が行政の中にもあった。

そこに物を言うというのは、できない。この審議会というのは、そこで物を言って、それは駄目です、その計画をやめなさいというのは法律的にはなかなか言えない。そういう歯がゆさというか、今回も、清水委員がおっしゃったとおりでなと思う。もう結果しか報告がないという。

それを何とか、せつかくこのような上位計画、上位法だということを言っている限りにおいては、何か打開するような方策はないのかなと、そんな方策を考えていただいたら、滋賀県は、国土利用計画において全国トップを走れるのではなかろうかと思う。

省庁も非常に抵抗があると思う。国土利用計画法が上位法だと、個別規制法に書きなさいと、そんなことを言ったら、もうハチの巣をたたくようなかたちにはなると思うが、でも、総合的なものを考えるのであれば、そういうことが絶対に必要になるというように、あらためて今日の審議を通じて思ったし、私自身も深く反省していかなければならないかなと思ったりもしている。

○丹羽委員

今回でたぶん最後になるだろうということだが、正直、僕は公募ということで、何か専門的な知識があるとか、そういうわけでもなかったけれども、一言というと、すごく難しいことをやっているのだなということ、あらためて思った。

いろいろ、どこの省庁や都道府県でもそうだと思うが、一般の人がこういうことをやっているということを知る所というのは、なかなかないと思う。それで、あえてこういう所で、僕らみたいなあまり分からない人が来るということは、知識を得るという意味ではすごく大事なことだと思うが、大多数の人はこういうことに興味がないと、どんなことをしているのだろうというふうにならなくなってしまおうと思う。

いろいろやっているということは分かるが、それを今度は実感できるようなかたちで持っていけないと、言い方は悪いが、税金の無駄遣いだというふうには指摘されるかと思う。

今日もこういうことをやりました、やりましたという評価は今もあったが、実際それを実感できるというかたちで何かやってもらえたら、私たちとしては、無駄なお金の使い方をしていないなと感じられるかと思う。

あと、あくまでここが報告会の場にならないでほしいなというのは思った。先ほど、ほかの委員の方も言っていたと思うが、報告会にするのであったら、この場というのはあまり必要性を感じられないなと思う。

ちょっとこれはおかしいから変えていきたいと思いますというかたちになって、それがいい方向に向かっていったらなというのは思う。

○佐伯委員

私が専攻している行政法という分野から発言するとなると、たいてい皮肉になるので、今日もなるべくしゃべらないようにと思っていたが、ほかの委員がおっしゃったように、今日の審議の内容というのは、日本の土地利用規制に関する関連法律をよくも悪しくも忠実に反映したものであるという思いが強い。

この場で、例えば今日の最初の議題で、われわれが案件の全部、あるいは一部について、これらは受け入れられないと言ったところで、何が変わるだろうかという印象を、正直なところ持った。

私が試験問題を作るときにも、例えば森林法や都市計画法の下での開発許可を巡る紛争などは誠に好例であり、結局それら個別法令の解釈・適用のところが重要なのだなということ、本日また確認した次第です。

それから、私は前に申しましたけれども、本県では景観審議会にも属しておりまして、先ほどの太陽光施設の写真であるとか、大規模な墓地の写真なども、あそこの部会で見たと記憶がある。

こちら、太陽光施設はまた森林法との関係がありうるし、墓地の経営許可についても、墓地埋葬に関する法律に従って、当然適正になされているはずだとは思いますが、そこにはまた別途個別法令上の解釈問題もおそらくないではなかならなうと思う。

われわれとして、本県の土地利用について全て担当することは到底、技術上も法律上もできかねるところですので、いったいどの範囲まで、またどの程度までやっていくかという宿題と、この審議会は向き合い続けたいいけないのかと思った。

○岡井委員

今日の議論で、あらためて国土利用計画法の弱さというか、矛盾が生じているのを感じた。もともと個別法があつて、実際は、個別法で土地利用を規制しているので、後からつくった法律だといろいろ矛盾がある。上位法をつくるべきだといって国土利用計画法ができたけれども、後からできた法律に従うかというところでもなく、その辺が本当にすごく難しいなど、地方公共団体の現場での運用の仕方の難しさをあらためて感じた。

諸外国は土地利用規制という一本の法律でコントロールされているのに、日本の場合は五つの法律でコントロールされているというところにそもそもの矛盾があつて、そうすると、本来は国土利用計画法で土地利用の規制をして、個別法ではそれに整合したかたちでないと運用できないというふうにするべきなのだろうけれども、もともとの各省の権限を失われるのが嫌だということで、国土利用計画法に権限を移すことができなかった。

そういう意味では、なかなか難しいとは思いますが、先ほどの森林地域の真ん中で開発をするというのは、やはりおかしいし、そういうのを止められるように滋賀県ががんばっていただくと、全国の中でも先進的な国土利用計画法を運用している自治体になるのかなと思う。

滋賀県が頑張れば、いろいろ変わるかなと思うので、ぜひチャレンジしていただきたいなどあらためて思った。

○上田委員

私は、皆さまのように専門的な知識がなく、農業者の立場でここに寄せていただいている。

その中で、農地がだんだん転用されていく中で、滋賀県の農地が、農業が、どのように変わっていくのかな、ただ面積が減少しましたと言われるだけでは、農業は守れないし、転用だけではなくて、農業者がだんだん減少している中で、受け皿がない。そういう横のつながりということがものすごく根本にあるなどということを感じさせていただいた。

先ほど清水委員がおっしゃったように、滋賀県というのは琵琶湖がある。本当に日本では一番の県だと思うのです。自然に対しても、水環境に対してもどこの県よりもすごく最高の県でありながら、その本当の滋賀県らしい利用がなされてなくて、そこには農業が、水には農業がある、森林があるというふうな、何か滋賀県らしい施策が見えていないなどというのが、ちょっと寂しく感じさせていただいた。

それと、先ほど林地の開発許可が3件、報告に上がっていた。そのときに思ったのだが、これはここだけでとどまらずに、たぶんこの周囲はこれからだんだん許可されていって、

森林がなくなって、残土が動かされて、やはり自然環境が破壊されていく。許可になりましたという事後報告の中で、森林がだんだん破壊されていく。

そんな中で、地元の人たちの意見や思いが無視されている。ただ、その地権者と民間の企業だけで許可されていて、その周りの人たちが、もっとここは守ってほしいのにな、環境にもものすごく悪影響を及ぼすだろうなというのが見えているのに、だんだん許可している。本当にこの許可で、周りの方たちの思いというのが見えていないような、寂しいようなことを感じさせていただいた。

本当に勉強になって、これからの農業をもっともっと、自分たちが声を上げて守らないといけないなと感じさせていただいた。

○浅見委員

個別法の力が強いというお話の中で、じゃあ、国土利用計画法を担当する課としてどうしていくかとなると、やはりそれぞれの課と連携して、情報交換して、どうやってその仕組みをどうつくって、そしてよりよい滋賀県をつくり上げていくかという、仕組みづくりというところに力が問われるのかなと思う。

環境部局なんていうのは本当にお金のない部局なので、こういった場で取り上げていただいて、情報交換して、そしていろいろな部局に話を持って行っていただけることで、ずいぶんと変わってくると思う。大いに期待している。

○恩地会長

ありがとうございます。私の方からも一言ごあいさつさせていただくと、やはり、今回の五次計画の答申をつくって、周知していくことを予定されている話だったと思う。そのときに、ぜひこの国土利用計画の重要性、なぜこれが必要なのかといったこと、でも実際にはそれをちゃんと実効性を担保してというか、実効性を持つためのいろいろな仕組みが実は十分できていないよということもきちんとそれを県民にお知らせして、県民の方にも、この計画の重要性、個別法では打開できないですよという問題点をきっちり知ってもらって、県民の世論を盛り上げるということも大事なのではないかと思ったりする。そういうところから、この国土利用計画の重要性を理解していくといった努力をしていただければ、非常にありがたいのではないかと思う。

ちょっと難しい審議会で、私もなかなかうまく司会進行ができなかったなと反省しているが、皆さまには御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日予定されておりました議事は全て終了した。円滑な議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局 審議会の委員の皆さま、どうもありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして山崎課長からお礼を申し上げます。

4 閉会

謝辞（山崎県民活動生活課長）

○事務局

それでは、これもちまして、第69回の国土利用計画審議会は終了させていただきます。部長のあいさつにもございましたが、また五次計画を正式に策定いたしましたら、委員の皆さまにも計画をお送りさせていただきたいと思いますので、またよろしくお願ひ申し上げます。本日はどうもありがとうございました。